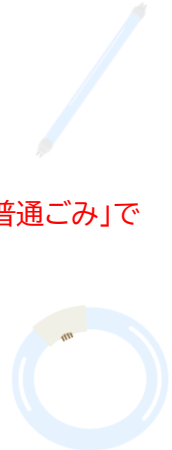
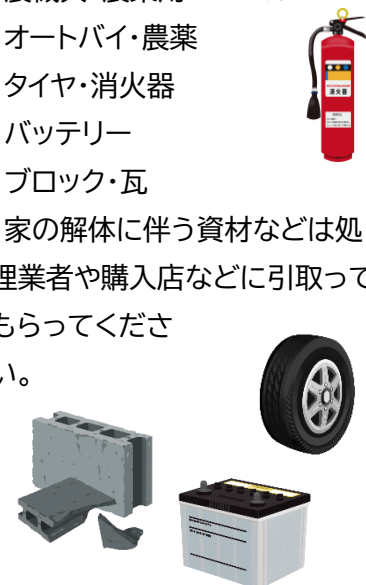
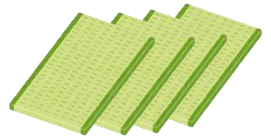


家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方

各収集日の朝8時までにルールを守って出してください。

種類 ごみの 類	普通ごみ (袋有料)		粗大ごみ (無料)	小型家電 ごみ (無料)	資 源 ご み (無料)				
					スチール缶 アルミ缶	ビン	ペットボトル	紙 類	
収集するごみ	収 集 日	月・木 下 切・亀ノ川 広 野・柚ノ木 皆 尾・芳 井 下長谷 火・金 宮ノ川 ・ 来栖野 上下長谷 ・ 上長谷 狼 内 ・ 成 山 星ヶ丘団地		第 1 月曜日 (月1回収集) 全 村 内		第 1 水曜日 「カン・ビン」 (月1回収集) 全 村 内		第2水曜日 「紙類・ペットボトル」 (月1回収集) 全 村 内	
	分 け 方	●「50cm以下の物」 ・生ごみ(水切りをしっかりとした物) ・紙おむつ(汚物は取り除く) ・プラスチック類 ・ビニール類 ・ゴム類 ・金属製品 ・木切れ ・陶器類 ・ガラス類 ・化粧ビン(化粧品) ・スプレー缶(穴をあけた物) ・電球・グロー球・乾電池 貝殻…など 		●「50cm以上 2m以下の物」 ・机 ・イス ・自転車 ・ストーブ ・布団 ・タンス等家具類など。 	●「飲食用」の スチール缶、容器、 アルミ缶  (注)不適物:「スプレー缶」や「飲食用ではない缶」	●「飲食用」の ビンだけです。  (注)不適物:「化粧ビン」「耐熱ガラス(食器類など)」	 PET このマークが付いている飲料類、酒類、しょう油等の容器  ※キャップ、ラベルを外す。	●下記の「種類」ごとに分けて、「ひも」でしばるか、紙袋に入れて出してください。 ・新聞 ・チラシ ・雑誌 ・段ボール ・紙パック(牛乳、ジュースなど) ・紙製容器包装 	
	出 し 方	●村の「指定袋」に入れて、「普通ごみの日」に出してください。  (注)スプレー缶は、「爆破防止」のため、使い切って、その後、必ず「穴」をあけて出してください。		●2m以上の物は、「2m以下の長さ」にして出してください。 ●布団などは「ヒモ」でしばって出します。 ※布団や布製品は、雨の日は出さないでください。  (注)不適物:「モーター類」「機械類」や部品、「自動車の部品」は、処理できません。	●粗大ごみの隣に出します。 ●小さな物はカゴに入れてください。 	カン・ビン・ペットボトル共通 ① 中身を捨てて「よく水洗い」する ② キャップ(栓)は「取除く」 ③ 指定場所の「カゴに入れる」 ④ 入れてきた「袋など」は持って帰ってください。  つぶさないで！  ※カンは「つぶさず」に出してください。			

収集しないゴミ	有害ごみ (無料)	家電リサイクル対象品 (電器店などで処理)	処理困難物	一時多量ごみ	事業活動によるごみ (事業系一般廃棄物・産業廃棄物)
	蛍光灯など水銀の含まれるごみは、保健センター裏か販売店に持ち込んでください。 ※箱等から出して蛍光灯のみ入れてください。 (電球・グロー球・乾電池は「普通ごみ」です。) 	・テレビ・衣類乾燥機 ・エアコン(室外機含む) ・洗濯機 ・冷蔵・冷凍庫 上記のものは「法律」によりごみとして出せません。購入店等を通じて「リサイクル」してください。 	・農機具・農業用ビニール ・オートバイ・農薬 ・タイヤ・消火器 ・バッテリー ・ブロック・瓦 ・家の解体に伴う資材などは処理業者や購入店などに引取ってもらってください。 	「引っ越しごみ」など一時的に『多量に出るごみ』は、幡多クリーンセンターへ直接持ち込んでください。 	事業活動(飲食店、電器店、商店、農林業、建設業、各種工場など)に伴って出るごみは「法律」により「自ら処理」することが義務づけられています。 村では収集しませんので、自ら持ち込むか、有資格業者等に委託(有料)して処理してください。 ※幡多クリーンセンターに事業系ごみを持ち込む場合は処理料金「10 kg当り 200 円」

直接持ち込み及び問い合わせ先

幡多クリーンセンター

四万十市上ノ土居 ☎(0880)31-2600
土・日・祝日を除く 午前 9 時～午後 4 時 30 分まで

- 村の「指定袋」で持ち込んだ場合は、『無料』
- 「粗大ごみ」や村の「指定袋以外」で持ち込んだ場合は、「10 kg当り 200 円」
- 紙類・ペットボトルは、「無料」